

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業を除く。）に係る運行記録計による記録を義務付ける地域等の指定について

旅客自動車運送事業運輸規則第26条第2項の規定に基づき、中国運輸局長が指定する地域等を下記のとおり定めたので、同条第3項に基づき公示する。

平成18年12月4日

中国運輸局長 神谷俊広

記

1. 指定する地域

広島交通圏（広島市（平成17年4月25日編入の旧佐伯郡湯来町の区域を除く）、廿日市市（平成15年3月1日編入の旧佐伯郡佐伯町、吉和村及び平成17年11月3日編入の旧佐伯郡大野町、宮島町の区域を除く）、安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町）

2. 指定の日

平成18年12月4日

3. 運行記録計による記録の義務付けを開始する日

平成19年12月1日

4. 運行記録計による記録の義務付けを除外するものは、運送の引き受け及び指示が営業所において行われるものである次の（1）及び（2）の場合とする。

- （1）乗務する事業用自動車は、福祉輸送サービスに使用する特殊車両である場合。
- （2）乗務する事業用自動車はハイヤー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第2項で規定するハイヤーをいう。以下同じ。）である場合及び運送の引き受け形態がハイヤーと同様のものである場合。

附 則

この公示は、平成18年12月4日から適用する。